# 計画変更の手続きについて

### 計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手するまでに

計画変更の確認済証を受けて下さい。

## ①提出書類(以下の書類を添付して下さい)

正本に添える図書は、当該図書の設計者の記名及び押印が必要です。 ※必要部数については特定行政庁や構造計算適合性判定の有無で 変わりますので別途ご相談下さい。

- 口計画変更確認申請書(建築物 規則4号様式)第1面~6面
- □建築計画概要書(規則3号様式)※1部のみ
- 口委任状(代理者が申請する場合)
- 口附近見取図【変更がない場合でも添付】
- □配置図【変更がない場合でも添付】
- 口計画変更一覧表(変更リスト、変更した内容を箇条書きで記入し、必要に応じて番号を記入し、図面にも反映して下さい)及び計画変更部分の床面積表(各階毎に明記) 【変更項目が少ない場合は不要です(第1面の計画変更の概要欄に記入下さい。)】
- 口計画変更する部分の変更後・変更前の図面

(変更後図面には変更部分をマーカー等(蛍光ペンはお控え下さい)で色分けして下さい。)

- 口構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書(写)【構造計算書添付の場合】
- □構造計算概要書【構造計算書添付の場合】

#### 【注意事項】

・総合設計、地区計画等の許可・認定の変更については、事前に特定行政庁と相談し、 了解等を得て下さい。

(公開空地、建物の位置、緑地等の許可・認定等に関する条件の変更についても同様)

- ・ 事前協議(福まち等)・消防協議の変更協議は申請前にお願い致します。
- ・調査報告書・照会用資料が必要な場合があります(事前に特定行政庁へご確認下さい。)

### ②確認検査手数料について

- ・確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 基本的には当該計画の変更に係わる部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、 当該増加する部分の床面積)の床面積を用いて算定します。
- ・計画変更の内容によっては、建築面積、開口部の面積部分等による場合があります。 【当社は計画変更床面積算定準則(H11.4.28.建設省住指発第202号)に則り算定しています。 具体的な内容についてはご相談下さい。】